

経産省による事業

令和2年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業) (次世代省エネ建材支援事業)のうち

■ 次世代リフォーム実証事業

公募要領

2020年5月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(次世代省エネ建材支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
3. 2.の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
4. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
5. SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
6. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
7. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
8. 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
9. SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)

INDEX

1 事業概要

1. 事業趣旨	3
2. 補助事業名	3
3. 事業規模	3
4. 事業の要件	3
5. 補助対象となる申請者と住宅	3
6. 補助対象となる製品	3
7. 補助対象となる経費	4
8. 補助率及び補助金の上限額	4
9. 事業スケジュール	4
10. 公募説明会	5
11. 審査について	5
12. 注意事項	6

2 事業要件の詳細

1. 性能要件と施工要件	7
2. 効果測定の詳細	7
3. 使用状況の報告	7
4. 利益排除について	8
5. 他の補助事業との調整	8
6. 本事業の支払いについて	8
7. 取得財産の管理等	8
8. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について	8

3 事業の実施

1. 事業フロー	9
----------	-------	---

4 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧	13
2. 必要提出書類の詳細	14
3. 申請方法	16
4. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先	16

5 必要提出書類の記入例

1. 必要提出書類の記入例	17
---------------	-------	----

1 事業概要

1. 事業趣旨

本事業では、既存住宅のより一層の省エネルギー化や良好な温熱環境の実現を図るため、短工期で住みながら建物全体の断熱化が可能な事業を支援する。

また、その運用実績を蓄積・公開・活用し、改修工法の普及拡大を目指す。

2. 補助事業名

令和2年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(次世代省エネ建材支援事業)のうち次世代リフォーム実証事業

略称：令和2年度 次世代リフォーム実証事業(以下「本事業」という。)

3. 事業規模

約0.5億円

4. 事業の要件

- ① 本事業の補助対象製品を用い、既存戸建住宅の外気に接する部分全てを断熱改修すること。
- ② 住宅の外皮性能は、SIIが地域区分ごとに定めた基準を満たすこと(「2-1性能要件と施工要件」参照)。
- ③ 本事業の要件を満たした効果測定を行い、報告すること(「2-2効果測定の要件」参照)。
- ④ 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。

5. 補助対象となる申請者と住宅

本事業で補助対象となる申請者及び住宅は、以下全てを満たすものとする。

① 補助対象となる申請者

A) 改修する住宅に常時居住していること(住民票の写しに示す人物と同一であること)。

ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認める。

B) 改修する住宅を所有していること。

ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。

なお、当該住宅を購入予定の場合、交付申請時に売買契約が締結されていること(ただし、当該契約内に断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とする)。

② 補助対象となる住宅

A) 既存戸建住宅であること。

B) 申請者が常時居住する住宅であること(法人所有の住宅及び賃貸住宅は補助対象としない)。

C) 専用住宅であること。

(注1)「別紙2 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業は、補助対象としない。

(注2) 同一人物による複数物件の申請は不可とする。

6. 補助対象となる製品

本事業で補助対象となる製品は、以下を満たす未使用品であること。

① SIIに登録された高性能建材等

A)「令和2年度 次世代建材支援事業」に登録されている製品

B)「令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」に登録されている断熱材及び窓
ただし、外壁に導入する断熱材は、D1グレードの製品に限る。

② 高効率換気システム

有効換気量率85%以上且つ温度(顕熱)交換効率65%以上のダクトレス熱交換型換気設備であること。

7. 補助対象となる経費

補助対象経費及び補助対象外経費は、以下の通りとする。

経費区分		項目
補助対象経費	設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・実経費を算出するための実測費 ・本事業の効果測定に要する費用 ・BELS評価費用(第三者機関の評価料金等に限る) ・気密測定(C値測定)に要する費用
	材料費	補助対象製品の購入費
	工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う既存壁の解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象製品以外の気密性向上に必要な部材と取付費
補助対象外経費		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に記載した補助対象経費の設計費以外の設計費用等 ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・諸経費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料 等

8. 補助率及び補助金の上限額

① 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

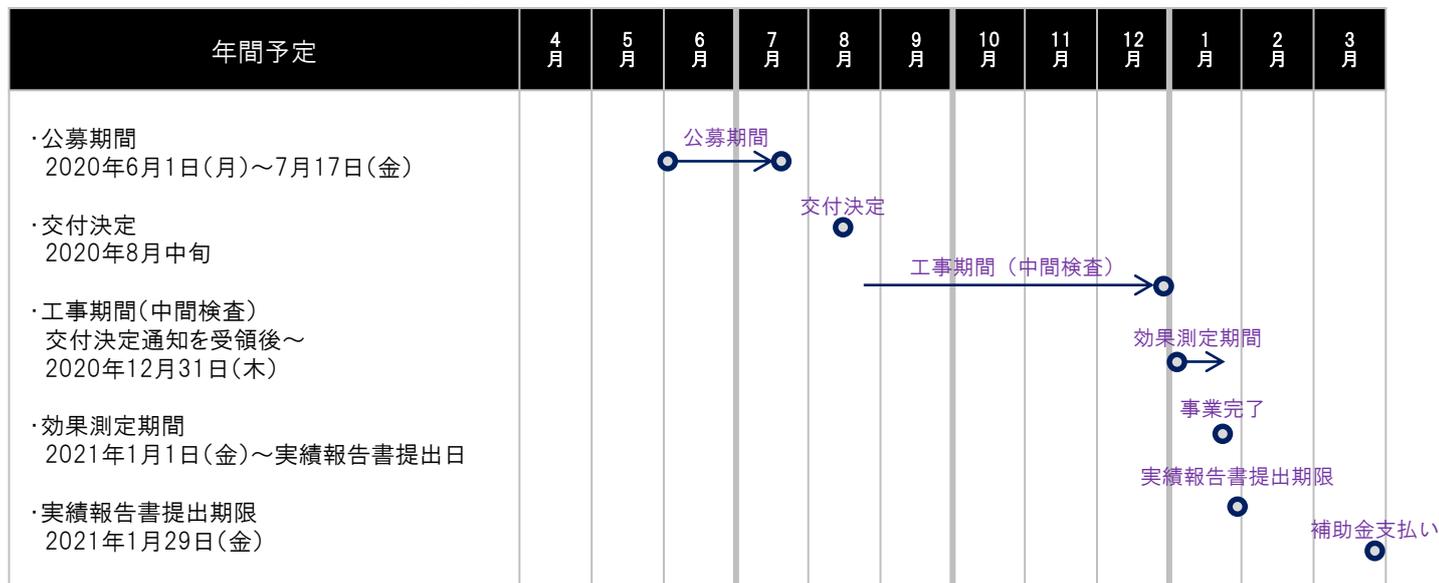
② 補助金の上限額

300万円

9. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下の通りとする。

なお、本事業では補助対象工事の完了後、補助事業の効果測定を行うことを要件としているため、効果測定は2021年1月1日～実績報告書の提出前に実施すること。



(注1) 実績報告書は、実績報告書提出期限(2021年1月29日(金))17時まで提出すること。

(注2) 事業完了日は補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)もしくは本事業の効果測定が完了した日のいずれか遅い日とする。

10. 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施しない。

11. 審査について

① 審査方針

SIIは提出された申請書類について、以下の通り審査を行う。

<審査項目>

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を参考として、算定されている。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、誤り等がない。

② 評価項目

評価項目は以下の通りとする。

なお、加点項目は本事業において必須の要件ではないが、実施する場合は評価点に加点するものとする。

評価項目		内容
基礎項目	外皮性能	外皮平均熱貫流率(UA値)
加点項目	BELS評価書	BELS評価書を取得予定の事業(実績報告書と共にBELS評価書の写しを提出すること)
	気密測定(C値測定)	改修前、改修後にJIS A 2201に基づく気密性能試験を行う事業(実績報告時に測定結果を提出すること)

(注1) 外皮性能が、SIIが地域区分ごとに定めた基準を満たさない場合は、補助対象としない。

(注2) 加点項目において、実績報告時に該当書類を提出できない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があるので注意すること。

(注3) 改修前の気密測定(C値測定)は、交付決定後に契約、実施すること。交付決定より前に契約、実施した場合は事前着工とみなす。

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

④ 補助事業の選定

以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。総合点が同一と認められるものにあつては、外皮の施工面積の大きい申請を上位とする。
- 3) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。

12. 注意事項

- ① 同一物件について、複数回の採択は行わない。
- ② 申請する住宅の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請すること。連名での申請を希望する場合は、SIIに相談すること。
- ③ 補助対象要件を満たしている二世帯住宅は、本事業において戸建住宅とみなし、建物の外皮全てを改修する事業に限り、申請を認める。なお、各戸を区分登記している場合は、連名にて申請すること。
- ④ 補助事業者(申請後、採択された申請者を「補助事業者」という。)、手続代行者は最後まで事業を遂行することを心がけること。
なお、事業の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件は次年度以降、申請を受理しない場合等がある。
- ⑤ 補助対象製品は、SIIが本事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品改修に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、改修完了後の保守や保証、燃料等の調達、知的財産権等をSIIが保証するものではない。また、本事業の設計を行う事業者、又は工事を行う建設会社、並びに工事に携わる施工会社は建築基準法等の法令・法規を遵守すること。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ⑥ 製品の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。
- ⑦ SIIに提出された申請書類は返却しない。
- ⑧ SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。
- ⑨ 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性がある。
この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができる。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意すること。
※ 参照：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構自立循環型住宅のホームページ(<https://www.jjj-design.org/>)
- ⑩ 申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関しては、SIIは関与しない。
- ⑪ 経済産業省が、以下の利用目的を前提として、本事業に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
 - ・本事業の適正な執行
 - ・価格の分析
 - ・価格水準(個社が特定されないよう統計処理等したものに限る)の公表
- ⑫ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることは出来ないので注意すること。
(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。
- ⑬ 表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

<個人情報利用目的について>

取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。

その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

2 事業要件の詳細

1. 性能要件と施工要件

- ① 改修後の補助対象住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定めた以下の外皮平均熱貫流率(U_A 値)の性能を満たしており、外皮計算書等で証明できること。なお、外皮性能は既存断熱材と合わせた性能とする。

地域区分※1	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(U_A 値)	0.30以下		0.40以下	0.50以下			-	

- ② 外気に接する部分全てを改修すること。
- ③ 外壁は屋外から施工する断熱工事(外張り断熱工法等)にて改修すること。既存外壁の充填断熱工法による改修は認めない。ただし、既存断熱材に劣化・欠損等ある場合は、撤去・再充填は認めるが、係る費用については補助対象外とする。
- ④ 屋根は屋根裏断熱又は天井断熱、床は基礎断熱又は床下断熱、開口部は外窓の設置又はカバー工法窓取付、及び玄関ドアの設置にて改修すること。
なお、天井断熱、床下断熱において、吹込み、吹付け製品を施工する場合、施工を行う事業者は、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者であること。
- ⑤ 原則、既存構造材を撤去せずに施工すること。
- ⑥ 上記②～⑤を満たす場合に限り、要件を満たす高効率換気システムの導入及び、次世代建材支援事業の補助対象製品(断熱パネル、潜熱蓄熱建材、内窓、調湿建材)の室内側からの導入を補助対象とする。

(注1) 外皮において、断熱欠損がないように施工すること。

(注2) 構造体の強度チェックを行うこと。

(注3) 雨じまいの担保を行うこと。

(注4) 防火規制区域の場合は、防火に関する法規制適合を確認すること。

2. 効果測定の要件

以下の試験方法に従った気温の測定を行うこと。

① 測定期間

2021年1月1日(金)～実績報告書提出日の内、1日

② 測定場所

- A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近(床から高さ10cm、100cmの2カ所)
B) 戸外(地面からの高さ150～200cm、建物、構築物から十分離れていること※2)

③ 測定方法

- A) エアコン等の暖房器具を18時から24時の間に最低3時間、運転する。
B) エアコン等の暖房器具の運転を停止した時間と、停止してから1時間おきに9回(計10回)、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
C) 同時刻の戸外の気温を同測定機器にて測定する。

④ 提出方法

SIIが定める定型様式に測定結果を記載して実績報告時に提出すること。

3. 使用状況の報告

本事業は、断熱リフォーム等に関する情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者による報告が要件となる。補助事業者は実績報告書と合わせて報告書(定型様式)を提出すること。

なお、報告内容は個人情報を除いて国又はSIIから公表する場合がある。

※1 本事業においては、2019年11月16日に施行された改正建築物省エネ法における地域区分を適用する。

※2 100cm程度離れていること。不可の場合は、可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。

4. 利益排除について

補助事業者又は補助事業者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。SIIは補助事業者に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。

5. 他の補助事業との調整

- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の対象経費が含まれないこと。
- 国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。
- また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。
- 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

6. 本事業の支払いについて

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

7. 取得財産の管理等

- 本事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 補助事業者(申請者)は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)と共に補助金全額の返還を求めることがある。
- SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

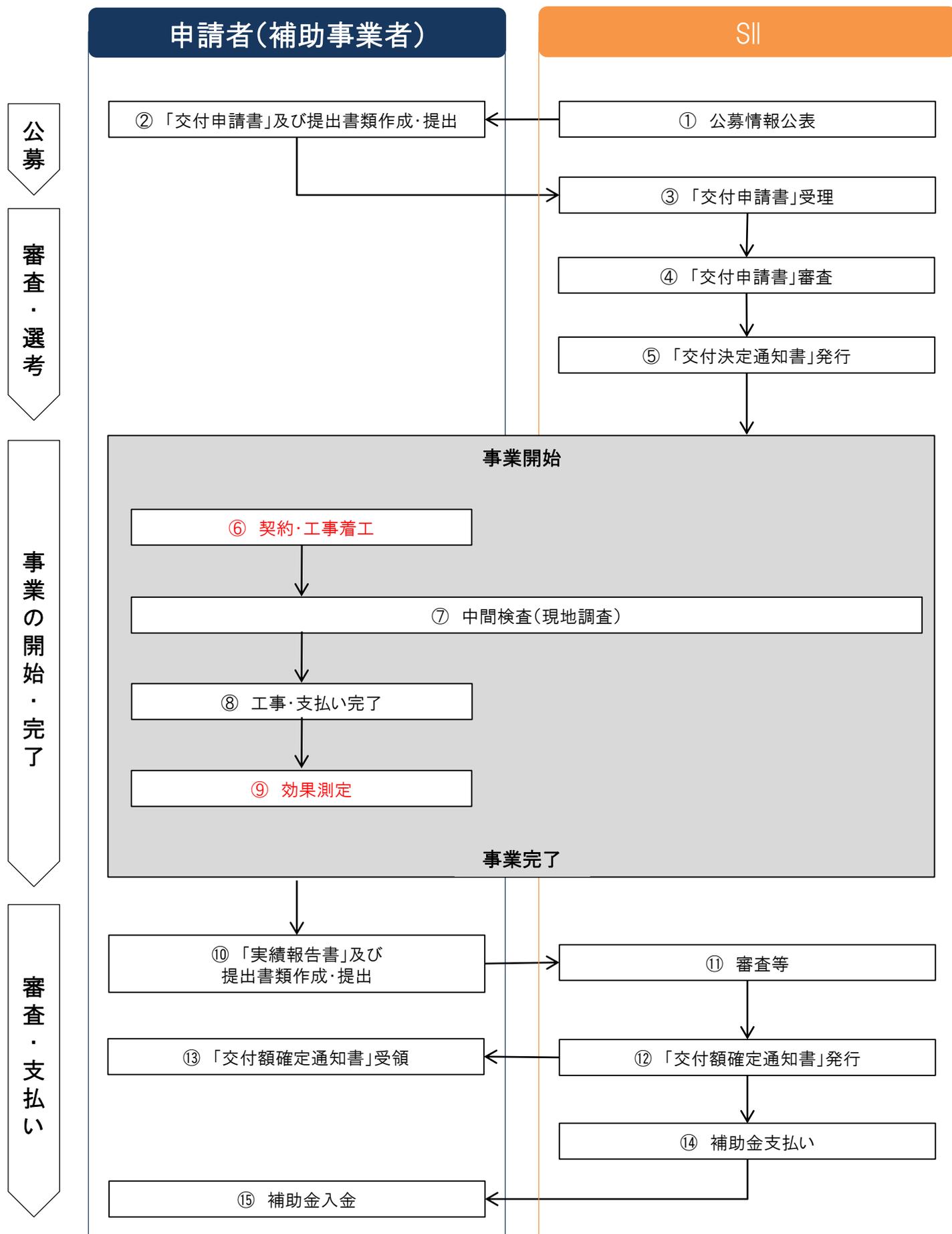
8. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

3 事業の実施

1. 事業フロー



① 公募情報公表

SII

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIホームページに公募情報を公表する。

② 「交付申請書」及び提出書類作成・提出

申請者

A) 申請について

申請者は提出に必要な書類※¹を2部作成し、1部(正本)をSII指定の提出先※²に送付すること(提出書類は控えを取っておくこと)。また申請者は、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に対応できること。

B) 手続代行者について

申請者は申請について第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下「手続代行者」という。)は、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に対応できることを要件とする。

なお、「交付決定通知書」や「交付額確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

③ 「交付申請書」受理

SII

以下に該当する場合、原則、申請を受理しないので注意すること。

- ・公募期間外に到着した申請
- ・公募期間内に到着した申請において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合

④ 「交付申請書」審査

SII

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

⑤ 「交付決定通知書」発行

SII

SIIは交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められるものに対し交付決定を行い、交付決定通知書にて申請者に通知するとともに、事務取扱説明書を送付する。

なお、交付決定通知書は補助金額を決定するものではないので注意すること。

交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した場合は、審査の結果にかかわらず、交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げることが条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定について、個別の問合せには応じられないので注意すること。

※1 「4-1 必要提出書類の一覧」参照

※2 「4-4 申請書提出期間、提出先及び問合せ先」参照

⑥ 契約・工事着工

補助事業者(申請者)

A) 事業の開始について

本事業に係る工事(一連の工事を含む)は、本事業の交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。

交付決定通知日より前に着工をしていないことを証明するため、交付決定通知書に記載される「交付決定番号」を記載したボード(工事看板)を写し込んだ写真を撮影すること。

ただし、電子的工事看板、工事用黒板アプリは使用しないこと。

B) 事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めない。やむを得ず交付申請時の計画を変更する可能性が生じた場合、**必ず事前にその内容をSIIへ報告し**、指示に従うこと。

⑦ 中間検査(現地調査)

SII

・ SIIは、「交付決定通知書」発行の後、必要に応じて中間検査(現地調査)を行う。

事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助事業者(申請者)から取引先に対して協力を依頼すること。

・ 中間検査は、申請内容に係る工事等が本事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助事業者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。手続代行者がいる場合は手続代行者も原則立ち会うこと。

・ 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消し対象となるので注意すること。

⑧ 工事・支払い完了

補助事業者(申請者)

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

⑨ 効果測定

補助事業者(申請者)

補助事業者(申請者)は、SIIが定める住宅の効果測定を実施し、その結果を報告すること。

⑩ 「実績報告書」及び提出書類作成・提出

補助時御者(申請者)

補助事業者(申請者)は事業完了後、実績報告書及び、事務取扱説明書に記載されている必要書類を実績報告書提出期限日(2021年1月29日(金))の17時までに提出すること。

なお、本事業における事業完了日は、補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)もしくは本事業の効果測定が完了した日のいずれか遅い日とする。

⑪ 審査等

SII

- SIIは、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助事業者(申請者)から取引先に対して協力を依頼すること。
- 現地調査は、申請内容に係る工事等が本事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- 補助事業者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。手続代行者がいる場合、手続代行者も原則立ち会うこと。
- 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消し対象となるので注意すること。

⑫ 「交付額確定通知書」発行

SII

SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者(申請者)に対し、交付額確定通知書にて補助金額の確定を通知する。

⑬ 「交付額確定通知書」受領

補助事業者(申請者)

⑭ 補助金支払い

SII

SIIは、交付額確定通知書を発送した後、補助金を支払う。

⑮ 補助金入金

補助事業者(申請者)

4 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧

申請者はSIIのホームページで公表している様式で申請すること。

なお、申請書類一式は2部作成し、正本をSIIへ送付し、副本を控えとして手元に保管すること。

提出書類は、以下の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

○:全員提出 △:該当者のみ提出

No	書類名	様式	提出区分	正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
①	交付申請書	様式第1	○	原本	コピー
②	暴力団排除に関する 誓約事項	別紙2	○	原本	コピー
③	総括表	定型様式1	○	原本	コピー
④	明細書	定型様式2	○	原本	コピー
⑤	見積書	自由	○	コピー	原本
⑥	建築図面等	平面図	○	コピー	原本又はコピー
⑦		立面図	○	コピー	原本又はコピー
⑧		矩計図・断面図	○	コピー	原本又はコピー
⑨		展開図	△	コピー	原本又はコピー
⑩		姿図	○	原本又はコピー	原本又はコピー
⑪		求積表	○	コピー	原本又はコピー
⑫	外皮計算書	自由	○	コピー	原本又はコピー
⑬	設計チェックシート	自由	△	原本又はコピー	コピー
⑭	高効率換気システムの要件が 確認できる書類	自由	△	コピー	原本
⑮	住民票の写し	自由	○	コピー	原本
⑯	誓約書	定型様式3	○	原本	コピー

(注1) 必要提出書類の詳細は次ページ以降を参照すること。

(注2) SIIが上記以外の書類が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。

2. 必要提出書類の詳細

① 交付申請書

- ・申請者、手続代行者の印鑑登録印を押印すること。

② 暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。

③ 総括表

- ・明細書を基に記入すること。

④ 明細書

- ・対象経費に基づいて記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて記入すること。なお、工事費は「一式」等まとめて記入してもよいが、見積書の内訳書に費用・費目の詳細を記すこと。
- ・明細書と総括表の整合性が取れていること。

⑤ 見積書

- ・工事請負契約予定の見積書のコピーを提出すること。
- ・宛名が申請者と同一名であること。
- ・会社印があること。
- ・内訳書には費用・費目の詳細を記すこと。
- ・補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象 等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。一つの費目に補助対象と補助対象外が混在している場合は、補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること。
- ・「**1** -7 補助対象となる経費」に該当する経費であって補助申請に加えていない経費がある場合には、備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。
- ・BELS評価書を取得予定の場合は、第三者機関の料金表の写し(ホームページの該当ページを印刷したもの等)を提出すること。

⑥ 平面図

- ・改修前、改修後の1/100～1/50程度の平面図を提出すること。
- ・改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。
- ・補助対象となる高効率換気システムを導入する場合は、設置場所を記入すること。

⑦ 立面図

- ・改修前、改修後の立面図(東西南北の四面全て)を提出すること。
- ・改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。
- ・補助対象となる高効率換気システムを導入する場合は、設置場所を記入すること。

⑧ 矩計図・断面図

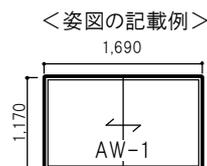
- ・構造躯体、仕様等を記載すること。
- ・使用材料の種類等の詳細を記載すること。

⑨ 展開図

- ・断熱パネル、潜熱蓄熱建材、内窓、調湿建材を室内側から導入する場合は改修部が判別できる図面を提出すること。
- ・改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。

⑩ 姿図

- ・明細書の窓番号の記載があり、整合性がとれていること。
- ・立面図、展開図と一体に記載してもよい。

**⑪ 求積表**

- ・平面図、立面図等に求積表を記載しない場合は別途提出すること。
- ・求積図の番号、室名等の記載があり、該当する図面等と整合性がとれていること。

⑫ 外皮計算書

以下の3機関のホームページ上の外皮計算プログラム等を用い、「外皮平均熱貫流率」の根拠となる計算書を提出すること。

- ・一般社団法人 日本サステナブル建築協会
- ・国立研究開発法人 建築研究所
- ・一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

⑬ 設計チェックシート

- ・潜熱蓄熱建材を施工する場合に提出すること。
- ・メーカーが発行した設計チェックシートをSIIホームページからダウンロードし、設計者が記入すること。
- ・設計者の押印があること。

⑭ 高効率換気システムの要件が確認できる書類

- ・高効率換気システムを導入する場合は、有効換気量率及び温度(顕熱)交換効率が確認できる仕様書、カタログ等のコピーを提出すること(該当箇所にマーク等をする)。

⑮ 住民票の写し

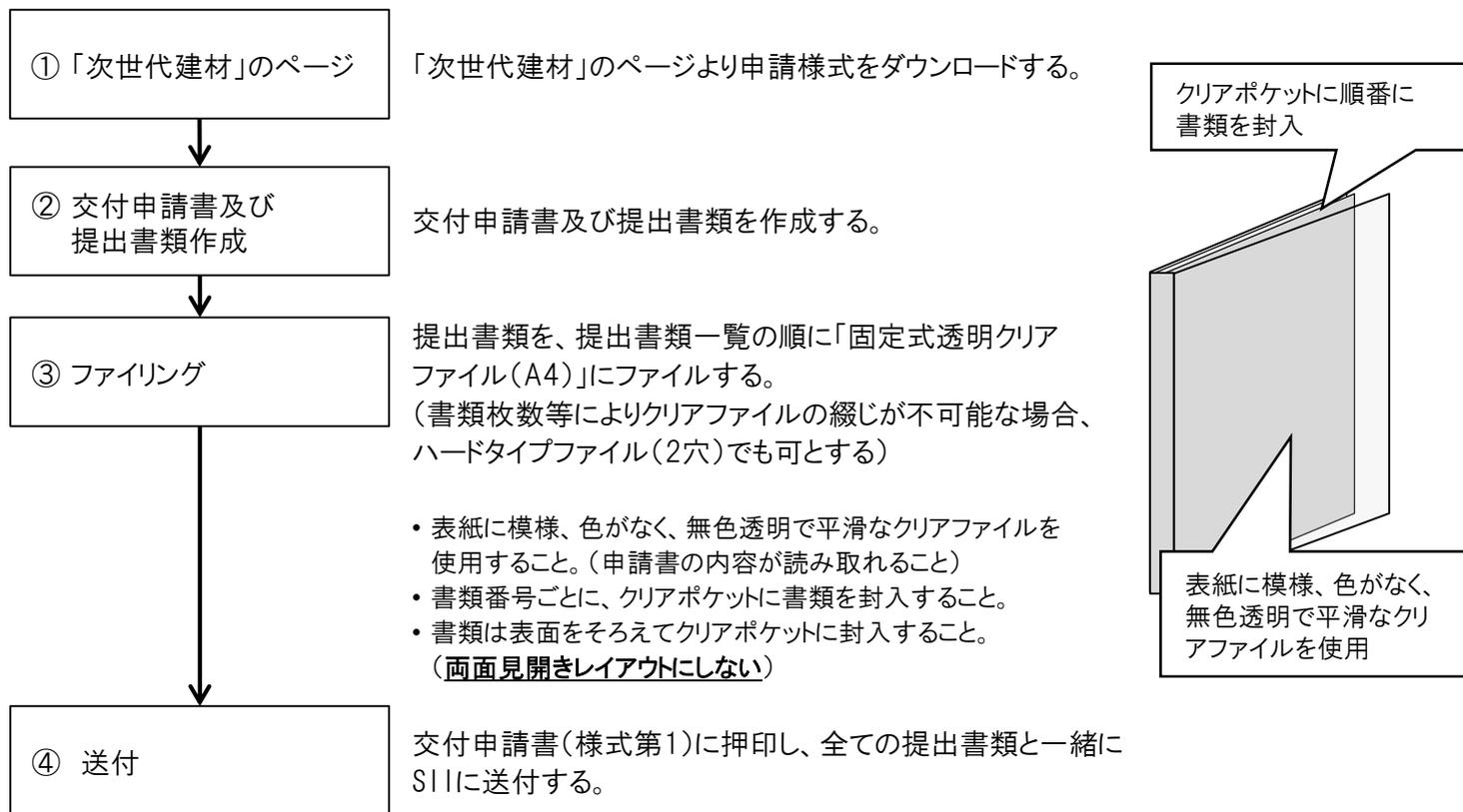
- ・本事業の補助対象製品を設置する住所のものであること。なお、交付申請時に改修する住宅に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、その住所が記載された住民票の写しを提出すること。
- ・マイナンバーの記載は不要とする。

⑯ 誓約書

- ・申請者自身が署名し、印鑑登録印を捺印すること。

3. 申請方法

- SIIホームページの次世代建材のページ(https://sii.or.jp/reti_material02/)より「申請様式」をダウンロードし、必要な書類を作成する。
- 申請書類は「4-1 必要提出書類の一覧」の書類名ごとの順番に「固定式透明クリアファイル(A4)」綴じとし、一冊にまとめて、押印した正本1部をSIIに提出する。



4. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

- ① 申請書提出期間
2020年6月1日(月)～7月17日(金) 17時必着
- ② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『次世代リフォーム実証事業』 担当 宛

- 「次世代リフォーム実証事業 申請書在中」と必ず記入のこと。
- SIIから申請者に対して、申請書受領の連絡はないため、配送事故に備え、配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け取れないので注意すること。
- 宛先には略称SIIを使用しないこと。
- 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- 提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)
- 申請書提出期間外に到着した申請書については、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者)に到着払いで返却する。

【問合せ先】※通話料がかかります。

TEL:03-5565-3110 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

5. 必要提出書類の記入例

1. 必要提出書類の記入例

交付申請書(様式第1)

様式第1

書類の作成日(押印した日付)を記入してください。
※公募期間内の日付でなければ、受理されないのをご注意ください。

2020 年 ○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申請者郵便番号 ○○○ - ○○○○
都道府県

住所は都道府県から
記載してください。

市区町村以降

住所 ○○県 ○○○市○○○町○○
○○-○○-○○

氏名は住民票のとおり
記入してください。

(ふりがな) ○○○ ○○○○

氏名または
代表者名等 ○○ ○○

実
印

生年月日 昭和 ○○年 ○ 月 ○ 日

登録印を押印してください。

手続代行者がいる場合のみ
記入してください。

手続代行者郵便番号 □□□ - □□□□
都道府県

市区町村以降

住所 □□県 □□□市□□□□-□

代表者氏名は役職名
から記入してください。

会社名 □□□□株式会社

役職名 代表取締役社長 □□ □□
代表者氏名

登
録
印

代表者印を押印してください。

令和2年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(次世代省エネ建材支援事業)

交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(次世代省エネ建材支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

交付申請書(様式第1)

申請者の連絡先情報を記入してください。

記

1. 申請者情報

申請者名	〇〇 〇〇		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	E-mail	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇
F A X 番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先 (携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

↓ 手続代行者がいない場合は必ず記入してください。

所有区分、居住区分を選択してください。

改修工事をする住宅の住所を住居表示にて記入してください。

2. 工事対象住宅の情報

工事対象住宅の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 都道府県 〇〇県 市区町村 〇〇〇市〇〇〇町〇〇 丁目・番地・号 〇〇-〇〇-〇〇		
築年数	〇〇 年		
所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有	<input checked="" type="checkbox"/> 所有にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること	
	<input type="checkbox"/> 所有予定	<input type="checkbox"/> 所有予定にチェックされた方へ 実績報告時に建物登記事項証明書を提出すること	
居住区分	<input checked="" type="checkbox"/> 居住	<input checked="" type="checkbox"/> 居住にチェックされた方へ 交付申請時に住民票を提出すること	
	<input type="checkbox"/> 居住予定	<input type="checkbox"/> 改修後に居住予定の方へ 工事対象住所へ改修後に居住する場合は、実績報告時に住民票を提出すること	
工法	<input checked="" type="checkbox"/> 木造（軸組工法）	<input type="checkbox"/> 木造（桝組壁工法）	<input type="checkbox"/> S 造
	<input type="checkbox"/> SRC 造	<input type="checkbox"/> その他 ()	
他の補助金等への申請	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
		申請又は申請予定の補助金等の名称	
		<input checked="" type="checkbox"/> 有にチェックされた方へ 補助金を重複して受け取れない場合があるので注意すること (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) () ()	

他の補助金への申請有無を選択してください。有の場合、右記の注意事項を確認の上、■を選択してください。

3. 補助金交付申請額

2,575,775

円（税抜）

申請内容に係る一連の工事予定期間を記入してください。

総括表の補助金交付申請額(C)が自動計算にて転記されます。

4. 工事期間

着工予定日	〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日	工事完了予定日	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	-----------------	---------	------------------

5. 手続代行者 担当者情報

会社名	〇〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇〇
担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 都道府県 〇〇県 市区町村 〇〇〇市〇〇 丁目・番地・号等 〇〇-〇		
	電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先 (携帯等)
F A X 番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。
暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

・問合わせ等で確実に対応できる実務担当者を記入してください。
・E-mailアドレスをお持ちの場合、必ず記入してください。
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

暴力団排除に関する誓約事項(別紙2)

(別紙2)

申請書の提出をもって同意したとみなしますので、誓約内容について熟読してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

総括表(定型様式1)

総括表

<住宅の概要>

- 1. 地域区分 4
- 2. 外皮平均熱貫流率(UA値) 0.48 (小数点第2位まで、3位以下切上げ)
- 3. BELS評価書 取得予定あり 取得予定なし
- 4. 気密測定(C値測定) 実施予定あり 実施予定なし

該当する地域区分を選択してください。

外皮平均熱貫流率の計算結果を必ず記入してください。

加点項目の取得予定・実施予定について該当するものにを選択してください。

※「明細書」を先に記入すること

- ・見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
- ・補助対象経費の合計は、必ず[税抜]で記入すること。
- ・明細書及び別添の見積書の金額と整合性が取れていること。

 …自動計算(リンク含む)
 …申請者入力欄
 …明細書が複数ページに渡る場合等は、自動計算不可(リンク含む)

<補助対象経費の算出>

経費項目		補助対象経費の合計 [税抜]
補助対象 材工費	断熱材	計 2,069,520 円
	窓(カバー工法・外窓交換)	計 1,998,000 円
	玄関ドア	計 250,000 円
	断熱パネル	計 166,530 円
	潜熱蓄熱建材	計 円
	窓(内窓取付)	計 円
	調湿建材	計 円
	高効率換気システム	計 459,500 円
設計費	交付決定後の実測費	計 60,000 円
	効果測定費用	計 68,000 円
	BELS評価費用	計 30,000 円
	気密測定費用	計 50,000 円
見積書の補助対象経費(A)		計 5,151,550 円
補助率による計算(B) [(A)÷2]		計 2,575,775 円

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。ただし、明細書が複数になる場合、各導入製品ごとの合計を記入してください。

見積による設計費を記入してください。※BELS評価費用については、第三者機関の料金表と一致させてください。

各項目が自動計算されます。

小数点以下切捨て。

↓【様式1 交付申請書】の「3. 補助金交付申請額」に転記

補助金交付申請額(C) ※(B)又は300万円のいずれか低い金額	2,575,775 円
-------------------------------------	-------------

補助率による計算結果(B)と300万円の低い方の金額になります。

<補助対象外経費>

その他工事費用・諸経費(D)	計 8,480,000 円
消費税(E)	計 1,363,155 円

見積書による補助対象外経費の合計を記入してください。

<見積書の合計金額>

↓別添の見積書の合計金額と一致していること

見積書の合計金額(F) [(A) + (D) + (E)]	計 14,994,705 円
-------------------------------	----------------

見積書の合計金額と一致させてください。

明細書(定型様式2) 断熱パネル

明細書【断熱パネル】

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<見積書の補助対象経費>

- ・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
- ・部位ごとに明細を作成すること。

↓小数点第2位まで、3位切捨て

部位	費目	居室名	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積 (㎡)	金額(円) [税抜]	
床	材料費					㎡		
						㎡		
							㎡	
							㎡	
							㎡	
							㎡	
	工事費							
		施工面積・材料費計				㎡		
		補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。						
							工事費計	
							小計	

部位	費目	居室名	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積 (㎡)	金額(円) [税抜]
壁	材料費	〇〇〇〇	JP999999A	株式会社△△△	△△△△△△	12.01 ㎡	63,950
		〇〇〇	JP999999A	株式会社△△△	△△△△△△	7.73 ㎡	42,580
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
	工事費						
		施工面積・材料費計				19.74 ㎡	106,530
		補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。					
							工事費計
							小計

部位	費目	居室名	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積 (㎡)	金額(円) [税抜]	
天井	材料費					㎡		
						㎡		
							㎡	
							㎡	
							㎡	
							㎡	
	工事費							
		施工面積・材料費計				㎡		
		補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。						
							工事費計	
							小計	

断熱パネルの補助対象経費の合計[税抜]							166,530
---------------------	--	--	--	--	--	--	---------

明細書(定型様式2) 潜熱蓄熱建材

全館空調の有無を選択してください。

明細書【潜熱蓄熱建材】

全館空調の有の場合、自動計算されます。
※80 kJ/m²以上であることを確認してください。

<全館空調の有無>

↓有の場合、延床面積を記入してください。

無 有

延床面積 : m²

全館蓄熱量合計 : kJ

延床面積あたりの蓄熱量 : kJ/m²

↑小数点第2位まで、3位切捨て

<見積書の補助対象経費>

- ・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
- ・居室ごとに明細を作成すること。

利用方法を選択してください。

- A : 開口部からの進入日射熱利用
- B : 温水式床暖房放熱器利用 (太陽熱集熱設備併用)
- C : 屋根空気集熱式ソーラーシステム (全館空調方式)

居室名					床面積(a)	m ²						
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/m ²)(b)	施工面積(m ²)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d) [(b)×(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]	
材料費							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
床面積あたりの蓄熱量(kJ/m ²) [(d)/(a)]										材料費計		
工事費											工事費計	
											小計	

部位・構成を選択してください。

製品名はSIIのホームページに掲載している製品名を記入してください。(ホームページから貼付可能)

自動計算されます。(小数点以下切捨て。)
※192 kJ/m²以上であることを確認してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入して下さい。

居室名					床面積(a)	m ²						
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/m ²)(b)	施工面積(m ²)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d) [(b)×(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]	
材料費							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
床面積あたりの蓄熱量(kJ/m ²) [(d)/(a)]										材料費計		
工事費											工事費計	
											小計	

居室名					床面積(a)	m ²						
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/m ²)(b)	施工面積(m ²)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d) [(b)×(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]	
材料費							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
床面積あたりの蓄熱量(kJ/m ²) [(d)/(a)]										材料費計		
工事費											工事費計	
											小計	

居室名					床面積(a)	m ²						
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/m ²)(b)	施工面積(m ²)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d) [(b)×(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]	
材料費							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
							m ²					
床面積あたりの蓄熱量(kJ/m ²) [(d)/(a)]										材料費計		
工事費											工事費(一式)	
											小計	

潜熱蓄熱建材の補助対象経費の合計[税抜]

明細書(定型様式2) 窓(内窓取付)・調湿建材・高効率換気システム

明細書【窓(内窓取付)・調湿建材・高効率換気システム】

※複数枚に及ぶ場合

<見積書の補助対象経費>

- ・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
- ・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

使用予定製品のガラスの中空層の厚さが、SIIのホームページで公表されている補助対象製品一覧にある最小中空層の厚さ以上であることを確認の上、■選択してください。

改修工法	内窓取付
------	------

下記製品に使用する複層ガラスの中空層の厚さは、SIIホームページの最小中空層厚さを満たしている。

費目	窓番号	SII登録型番	メーカー名	製品名 (シリーズ名)	窓サイズ(mm)		面積(m ²) (a)	窓数 (b)	面積計 (a)×(b)	単価(円) (c)	金額(円)[税抜] (b)×(c)	
					幅(W)	高さ(H)						
材料費						×						
						×						
							×					
							×					
							×					
							×					
							×					
							×					
数量・面積・材料費計												
工事費											工事費計	
窓(内窓)の補助対象経費の合計[税抜]												

窓番号は平面図と整合性を取って記入してください。

製品名はSIIのホームページに掲載している製品名を記入してください。(ホームページから貼付可能)

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

施工する居室名を記入してください。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

改修工法	調湿建材
------	------

費目	居室名	部位	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(m ²)	金額(円) [税抜]	
								↓ 小数点第2位まで、3位切捨て
材料費						m ²		
施工面積・材料費計						m ²		
工事費							工事費計	
調湿建材の補助対象経費の合計[税抜]								

部位を選択してください。

製品名はSIIのホームページに掲載している製品名を記入してください。(ホームページから貼付可能)

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

設置する居室名を記入してください。

改修工法	高効率換気システム
------	-----------

費目	居室名	製品型番	メーカー名	製品名	台数 (a)	単価 (b)	金額(円)[税抜] (a)×(b)
設備費	○○○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
	○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
	○○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
	数量・設備費計					3	
工事費						工事費計	165,500
高効率換気システムの補助対象経費の合計[税抜]							459,500

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

誓約書(定型様式3)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

令和2年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(次世代省エネ建材支援事業)
誓約書

私は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に対して、補助金の交付申請時、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. 交付申請

申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了解している。ただし、SIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを承知している。また、申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。

2. 暴力団排除

暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

3. 交付決定前の事業着手の禁止

交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

4. 重複受給の禁止

他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

5. 申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

6. 個人情報の利用

SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

7. 申請内容の変更及び取下げ

交付決定後に申請内容に変更の可能性が生じた場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。また、交付決定通知書に記載された補助金の額は上限額であり、変更内容によっては減額になる場合があることを了承している。万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

8. 現地調査等の協力

補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

9. 事業の不履行等

申請者及び補助事業者、手続代行者がSIIに連絡及び書類の修正を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、申請を無効とする場合があることを理解し、了承している。

10. 免責

SIIは、申請者、手続代行者、施工会社等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

11. 事業の内容変更、終了

SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

誓約書の内容を確認の上、
自署・捺印してください。

2020 年 ○ 月 ○ ○ 日

(自署)

申請者 氏名

○○ ○○

実
印

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
次世代省エネ建材支援事業

☎ 03-5565-3110

[受付時間] 平日10時～17時 ※通話料がかかります。

https://sii.or.jp/meti_material02/